

奈良市立朱雀こども園 民間移管
移管先法人 募集要項

【令和 10 年 4 月 1 日移管】

令和 8 年 10 月

奈良市子ども未来部子ども政策課

目次

1	募集の目的	1
2	移管予定施設	1
3	移管年月日	2
4	移管後の名称	2
5	移管後の利用定員	2
6	移管後の開園・保育時間等	2
7	移管の基本原則	3
8	施設整備に係る基本事項	4
9	移管の諸条件	8
10	応募資格	15
11	失格及び取消事項	15
12	応募方法	16
13	募集に関する主なスケジュール	18
14	移管先法人の選定方法及び選定基準	19
15	覚書の締結	22
16	移管に関する主なスケジュール	22
17	市議会における承認	22
18	その他	23

別紙1	奈良市立朱雀こども園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定（案）
別紙2	奈良市立朱雀こども園移管前の運営等に関する覚書（案）
別紙3	土地使用貸借契約書（幼児棟敷地）（案）
別紙4	建物等譲与契約書（幼児棟）（案）
別紙5	建物使用貸借契約書（乳児棟）（案）

【応募書類】

- 様式 1 応募書類一覧表（兼チェックリスト）
- 様式 2 応募申込書
- 様式 3－1 法人の概要
- 様式 3－2 法人が運営する施設一覧
- 様式 3－3 運営施設に対する評価及び監査の状況
- 様式 3－4 基本理念、基本方針、目標等
- 様式 3－5 応募の動機
- 様式 3－6 法人の財務状況
- 様式 4－1 基本理念
- 様式 4－2 開園日・開園時間と子育て支援事業
- 様式 4－3 定員設定
- 様式 4－4 職員確保と人材育成の考え方
- 様式 4－5 保育教諭等の配置の考え方
- 様式 4－6 園長予定者等の履歴書
- 様式 4－7 収支予算計画書
- 様式 4－8 保育料以外の保護者負担
- 様式 4－9 施設整備等の計画
- 様式 5－1 教育及び保育に関する計画の概要
- 様式 5－2 支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応
- 様式 5－3 食育及び給食提供の考え方
- 様式 5－4 安全対策・危機管理体制
- 様式 5－5 地域との連携等及び子育て支援
- 様式 5－6 保護者に対する支援
- 様式 5－7 市立施設からの移管に関する提案

【別冊資料】

- 資料 1 朱雀こども園について
- 資料 2 朱雀こども園の民間移管に向けた保護者意見募集結果

市立朱雀こども園 移管先法人募集要項

1 募集の目的

本市では、「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」に基づき、就学前児童が適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、統合再編や民間移管等の手法により、よりよい教育・保育環境の整備を積極的に推進している。

ついては、市立朱雀こども園を民間移管し、令和10年度より「私立幼保連携型認定こども園」へ移行するため、運営する移管先法人（以下「法人」という。）を募集する。

2 移管予定施設

詳細な運営状況等については、資料1「朱雀こども園について」を参照すること。

（1）施設の概要

施設名	所在地
朱雀こども園 幼児棟	朱雀六丁目 10-2
朱雀こども園 乳児棟	朱雀六丁目 9

（2）利用定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	—	—	—	18	21	21	60
2・3号	22	28	35	35	35	35	190
合計	22	28	35	53	56	56	250

（3）在園児数（各年3月1日時点）

	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R8	1号	—	—	—	14	14	10	38
	2・3号	9	23	30	34	39	36	171
	合計	9	23	30	48	53	46	209
R7	1号	—	—	—	14	8	14	36
	2・3号	10	22	31	34	38	29	164
	合計	10	22	31	48	46	43	200
R6	1号	—	—	—	10	14	19	43
	2・3号	14	24	32	34	28	35	167
	合計	14	24	32	44	42	54	210

3 移管年月日

令和 10 年 4 月 1 日

※令和 10 年 3 月 31 日まで、市立朱雀こども園として運営を行う。

4 移管後の名称

名称を「朱雀こども園」とすること。

5 移管後の利用定員

移管後の利用定員は下表により設定すること。なお、施設整備後の定員設定として、施設整備による保育室の拡張等により、各年齢 5 人を限度に定員増の提案を可能とする。

【移管後の利用定員】

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
1 号	—	—	—	15 人	20 人	20 人	55 人
2・3 号	15 人	28 人	35 人	35 人	35 人	35 人	183 人
合計	15 人	28 人	35 人	50 人	55 人	55 人	238 人

1 号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、①朱雀小学校区に居住する者、②平城東中学校区に居住する者の順に、優先的に入園させること。また、1 号認定子どもについては、原則、本市在住の子どもだけの受入れとすること。

6 移管後の開園・保育時間等

移管後の開園・保育時間等については、下表の設定時間を最低限設けること。なお、教育・保育の共通時間は、午前 9 時から午後 2 時とすること。

【移管後の開園・保育時間等】

	1 号	2・3 号
開園時間	・月～金：7:00～19:00 ・土：7:30～18:30	
保育時間	・月～金：9:00～14:00	・月～土：7:30～18:30（標準時間） 8:30～16:30（短時間）
休園日	・土・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ・夏期・冬期・春期休業日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別保育事業	・月～金：7:00～9:00 14:00～19:00	・月～金：7:00～7:30（標準時間） 7:00～8:30（短時間）

		18:30～19:00（標準時間）
		16:30～19:00（短時間）

7 移管の基本原則

（１）協定の締結

移管後の運営について、別紙１「奈良市立朱雀こども園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定（案）」を基に、本市と法人との間で協定を締結する。法人は、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、本市の指示・指導内容及び当該協定書に記載された条件を遵守すること。なお、初回の協定の有効期間については６年とする。また、期間満了後は原則、協議の上で協定を更新する。

（２）移管後の施設類型

協定締結を条件として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」とする。）第２条第７項の規定に基づく「幼保連携型認定こども園」として本市が認可する。なお、同法第１７条による幼保連携型認定こども園の設置の認可に必要な手続きは法人が行うこと。

（３）施設整備の前提条件

朱雀こども園の幼児棟敷地を活用し、施設整備を行ったうえで分園方式を解消するとともに、幼児教育・保育の機能を集約すること（以下「機能集約」という。）。なお、幼児棟の施設整備が完了するまでの間は、幼児棟と乳児棟による分園方式を継続しても差し支えない。原則として、令和１１年３月３１日までに幼児棟の施設整備を完了のうえ機能集約し、乳児棟及びその敷地を本市へ引き渡すこと。ただし、やむを得ない事由により、期日までに竣工が難しいと判明した際は、速やかに本市に報告するとともにその対応について本市と協議すること。なお、その場合においても、令和１２年３月３１日までに整備を完了し、乳児棟を引き渡すこと。

（４）土地の取り扱いについて

幼児棟敷地は、無償貸付とする。乳児棟敷地は本市がUR都市機構から賃借しているため、移管後は本市が法人に転貸することとし、当該敷地に係る賃借料及び保証金等については法人がUR都市機構に支払い義務を負うこととする。なお、賃借料については、UR都市機構において算出された金額となる。詳しくは、別紙３「土地使用貸借契約書（案）」を参照すること。

（５）建築物等の取り扱いについて

原則として、幼児棟は無償譲渡とし、法人は譲受後に自己の費用と責任において

直ちに表題登記その他必要な登記申請を行うものとする。

乳児棟を活用する場合は無償貸付とし、法人はその運営に係る一切の業務（清掃、通常の維持管理、軽微な修繕、備品の管理及び定期点検等）を自らの責任と負担において行うものとする。また、乳児棟に係る建物の構造部分の修繕及び老朽化等による大規模な修繕等については、本市はこれらの修繕等を実施せず、その費用を負担しないものとする。既存設備等が利用できなくなった場合は、法人は自らの責任と負担において代替手段を確保して運営を継続するものとし、本市はその費用を一切負担しない。詳しくは、別紙4「建物等譲与契約書（案）」、別紙5「建物使用貸借契約書（案）」を参照すること。

（6）物品の取り扱いについて

移管予定施設において使用している物品のうち、本市が提示し、かつ法人が希望するものについては、無償譲渡とする。

8 施設整備に係る基本事項

施設整備については、以下の内容を遵守・留意のうえ実施すること。

（1）朱雀こども園の概況について

	乳児棟敷地	幼児棟敷地
所在地番	朱雀六丁目 9 番	朱雀六丁目 10 番 2
地積	2,450 m ²	4,290 m ²
地目	宅地	学校用地
所有者	UR 都市機構	奈良市

	乳児棟	幼児棟
所在地番	朱雀六丁目 9 番	朱雀六丁目 10 番 2
所有者	奈良市	奈良市
建物構造	RC 造 2 階建	RC 造 2 階建
延床面積	962.02 m ²	843.61 m ²

【位置図】



(2) 施設整備について

- ア 移管後は、幼児棟を活用して必要な施設整備を行うこと。幼児棟のみでは必要な保育室等が不足するため、建替え、増築その他必要な改修等により、認定こども園として必要な諸室を確保すること。なお、増築は、平屋建て又は2階建てのいずれによる提案も可とするが、園児の安全性、園庭面積、保育動線、避難動線、周辺環境等に十分配慮した計画とすること。
- イ 施設整備及び敷地活用等において、本要項に定めるもののほか本市から要請等があった場合は、本市と協議の上でその指示に従うこと。

(3) 児童送迎用駐車場・駐輪場及び搬入動線について

幼児棟敷地は車両により進入可能な道路に面していないことを踏まえ、児童送迎用駐車場・駐輪場の確保及び施設整備における工事車両の搬入動線について、次のとおりとする。

ア 駐車場確保の要件

児童送迎用の駐車場は、次の(ア)または(イ)を参考に、移管に伴う保護者サービスや利便性の低下とならないよう十分に留意したうえで、24台以上を確保・管理する提案を行うこと。

(ア) 現行の外部駐車場の継続利用する場合

- コープ朱雀 (7:00～8:55、10台程度)

現在、保護者会が本市を介さず個別に賃貸借契約を締結している。移管後に引き続

き利用する場合は、法人とコープ朱雀との間で直接新たな契約を締結すること。

○平城東公民館（7:00～9:00、17:00～19:00、23 台）

移管後に引き続き利用する場合は、本市および公民館の指定管理者と事前に協議のうえ、所定の許可申請手続きを行うこと。また、継続利用にあたって必要な駐車場の整備・改修等が生じる場合は、土地所有者等の指示に基づき法人の負担において実施すること。

（イ） 新たな確保・整備する場合

上記（ア）のほか、敷地内外において自主的に送迎用駐車場を確保・整備する提案も可とする。ただし、提案にあたっては以下の条件をすべて満たすこと。

○安全管理の徹底

園児の安全確保（動線分離）に万全を期すこと。特に、朱雀小学校の通学路と交差するルートや道路を車両が通行する場合は、児童の登下校時の安全確保や警備員の配置など、厳格な安全管理対策を構築すること。

○丁寧な説明と合意形成

工事や車両の進入、駐車場の設置・運営にあたり、影響を受ける保護者、近隣住民、道路管理者等の関係機関に対して事前に丁寧な説明を行い、十分な理解と確実な合意を得ること。

イ 駐輪場の確保

幼児棟への機能集約に伴い、児童送迎用の駐輪場をこども園の敷地内において確保すること。

ウ 施設整備に伴う搬入動線及び安全確保

幼児棟の施設整備に係る工事車両、資材搬入車両その他の搬入動線については、移管先法人において、周辺環境、学校運営、児童の安全及び工事の実施可能性を踏まえ、最も適切な方法を検討すること。なお、幼児棟南側に位置する朱雀小学校敷地側からの搬入を行う場合、児童の登下校時間及びバンビーホームの登降所時間帯への配慮を含め、関係者の安全確保に最大限配慮した計画とすること。また、その他道路から搬入を行う場合は、地域住民の重要な生活動線となることを踏まえ、事前に地域住民等と十分に協議を行い、理解と協力を得たうえで、安全確保や環境保全に万全を期した計画とすること。いずれの場合も、搬入動線の設定、工事時間、騒音対策、関係者の動線分離等について、本市及び関係機関等と十分に協議すること。

（４） 地域・保護者等への説明について

ア 施設整備及びその過程においては、（４）に定める児童送迎用駐車場の運営や工事車両の搬入動線を含め、園の運営及び在園児の保育への影響が最小限になるよう安全確保に最大限配慮すること。

イ 騒音や周辺道路の交通量等の環境面に十分配慮した施工計画を策定すること。また、施工計画確定前かつ工事着手に先立ち、速やかに近隣住民に対して説明等を実施する

こと。調整や紛争が生じた場合は、法人の責任において解決すること。

- ウ 施設整備の具体的な工期や工事期間中の安全対策（送迎と搬入動線の管理等）については、三者協議会において十分な説明を行うこと。また、工事内容や工期に変更があった場合も十分な説明を行い、理解を得ること。

（５） その他留意事項について

- ア 屋外遊戯場（園庭）については、児童が開放的に遊べるスペースを可能な限り広く確保すること。少なくとも 1,500 m²以上の面積を有する園庭を一つ以上確保すること。
- イ 本市関係課等との連絡調整を行う担当者を定め、施設整備計画に関する進捗状況の報告を適宜行うこと。
- ウ 施設整備の検討及び実施においては、建築基準法等の関係法令及び通知、本市の各要綱等を遵守し、関係各課等に十分確認すること。
- エ 施設整備に係る提案については、全て法人の負担により行うこと。ただし、提案の内容・実施時期等によっては補助金の交付対象となる場合がある。
- オ 応募の際に、法人が提案した施設整備等については、原則実施すること。
- カ 実施設計、工事内容、スケジュール、安全対策等あらかじめ本市と協議し、本市から指導があった場合はそれに従うこと。

（６） 施設整備に関する補助について

以下の補助内容は、令和 8 年度の国から示されている内容であり、令和 9 年度以降は、国等の制度内容や通知、本市の財政事情等により、変更が生じる場合があるため、留意すること。

ア 補助制度

就学前教育・保育施設整備交付金

イ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに実施設計に要する経費等。なお、次に掲げる費用については対象外とする。

- ・ 土地の買収及び土地造成に関する費用
- ・ 職員の宿舍に要する費用
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用

ウ 補助基準額

本体工事費 ＋ 設計料加算 ＋ 開設準備加算 等

エ 補助金交付額

補助金交付額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とイ補助対象経費を比較して少ない方の額に国の負担率（令和８年度：２分の１）を乗じた額とウ補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額を補助基本額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、補助基本額に本市の負担率４分の１（令和８年度）を乗じて得た額をこれに加算して得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、実際の補助金交付額は、市の予算の範囲内において、国の交付決定額に基づいた金額が交付される。

オ 補助金の参考値

本公募における施設整備補助費について以下のとおり示す。なお、最終的な給付額は応募内容、申請書類の審査結果及び予算の状況に基づき決定する。

負担割合の基本：国 １/２、奈良市 １/４、応募法人 １/４

算定ルール：就学前教育・保育施設整備交付金要綱に示される「交付基準額表」に基づき算出した基準額、または「実際の工事費」のいずれか低い方を適用基準額に基づく補助金参考値：355,950 千円

備考：上記参考値は本体工事（都市部）及び設計料加算のみを含んだものであり、補助額の目安であることに留意すること。なお、最終的な交付額は申請審査・交付決定により確定し、市の予算の範囲内において交付する。

カ 補助金の交付時期

施設整備工事が終了後、実績報告等の所定の手続きが終了した後に交付する。

キ その他

- ・ 工事業者は本市の契約手続きに準拠した方法により入札で決定すること。
- ・ 補助対象経費として計上する実施設計、工事契約は、国の補助内示後に締結する必要がある。
- ・ 幼保連携型認定こども園を廃止した場合や備品を処分した場合は、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがある。

9 移管の諸条件

1 教育・保育に関すること

（１）教育・保育計画について

ア 当該認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。また、園児との信頼関係を十分に築き、よりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。

イ 朱雀こども園から継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、朱雀こども園の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮すること。

ウ 朱雀こども園の教育・保育を基本として引継ぎ、地域に根付いたこども園を目指すこと。また、保護者及び地域と連携しながら築き上げてきた園運営を継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

(2) 特別支援教育について

ア 障がい児等特別な支援を要する園児（医療的ケア児を含む）を受入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児等の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。

イ 移管前に朱雀こども園を利用していた障がい児等特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3) 教育・保育の質の評価に関すること

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 16 条に規定する特定教育・保育の質に関する評価については、関係者評価等を受審し、保育内容や教育・保育の質の向上に努めること。

イ 評価結果やその改善状況については、園のホームページ等に公表すること。

(4) 行事について

ア 朱雀こども園で実施していた年間行事については、引き続き実施することを基本とし、新たな行事を取り入れる等、移管後の行事内容については、三者協議会で協議すること。

イ 保護者が参加する行事等を実施する場合は、駐車場の確保に配慮すること。

ウ 宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、保護者の理解を得た上で実施すること。

2 地域・小学校等との関わりに関すること

(1) 小学校との連携や地域との関わりについて

朱雀こども園がこれまで実施してきた小学校との連携や地域との関わりを継続するとともに、国が推進する「幼保小の架け橋プログラム」の趣旨を踏まえ、小学校教育への円滑な接続に向けた連携を図ること。

(2) 小規模保育事業との連携等について

現在、本市の市立園が担う、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成27年厚生労働省令第61号）第6条第1項第3号にある連携施設としての役割を担うこと。

(3) 一時預かり事業等の地域の子育て支援への取組について

ア 現在、朱雀こども園にて実施している子育て支援（資料1「朱雀こども園について」に記載する未就園児保育、未就園児の園庭開放、子育て相談等）については、引き続き実施すること。

イ 地域の子育て支援として、非在園児の一時預かり事業（一般型）を実施すること。また、その他の取組として、認定こども園法第2条12項に規定する子育て支援事業の提案をすることも可能とする。

ウ こども誰でも通園制度の取り組みを検討すること。本市が子育て支援施策として、法人へ実施を要望する場合、こども誰でも通園制度の実施に協力すること。

3 給食に関すること

給食については、次に定める事項を遵守するとともに、全園児に対して提供すること。

- (1) 給食の提供は自園調理方式で行い、食育を推進すること。
- (2) 国のガイドライン等に基づき、食事提供に係る衛生管理を徹底すること。
- (3) 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- (4) 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。また、アレルギー対応については「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全管理体制を確立した上で代替食及び除去食を提供すること。
- (5) 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。
- (6) 給食費（2号認定児はおやつ代含む）については、市立園の水準を考慮した金額設定とするとともに、三者協議会を通じて保護者の理解を得ること。なお、移管後に物価高騰の影響によりやむを得ず、増額する場合であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、保護者の理解を得ること。

4 その他保護者負担に関すること

- (1) 原則として移管前から使用されている服や物品等については移管後も使用可能とし、新たな負担が発生しないよう配慮すること。

- (2) 保育料については、本市が条例等で定める利用者負担額とすること。
- (3) 児童のケガ等に備えるため、現在、本市が加入している災害共済給付制度と同様の給付制度への加入を継続すること。
- (4) 上記以外の費用、延長保育料等については、市立園と同等の水準となるよう設定し、三者協議会を通じて保護者の理解を得ること。原則、新たなサービス等により、保護者負担が増額しないよう配慮すること。なお、移管後の保護者要望に基づく新たな費用負担を伴うサービスの導入や、物価高騰の影響によりやむを得ず運営諸費の負担増が発生する場合等であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、保護者の理解を得ること。

5 職員に関すること

- (1) 園長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて3年以上園長または幹部職員としての経験を有する者を専任かつ常勤で配置すること。
- (2) 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を常勤で配置すること。
- (3) 以下の条件を満たせるよう努めること
 - ア 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む）のうち、いずれか1名は、認可幼稚園にて幼稚園教諭として10年以上の勤務経験を有する者であること（幼稚園から移行した認定こども園における経験は含めるものとする）。
 - イ 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む）のうち、いずれか1名は、認可保育所にて保育士として10年以上の勤務経験を有する者であること（認定こども園における経験は含めるものとする）。
- (4) 常勤職員については、経験及び年齢構成の均衡が図られた職員配置とすること。
- (5) 専任の看護師を常勤で配置すること。ただし、これにより難しい場合は、実務経験等を考慮した上で同等の体制を確保すること。
- (6) 医療的ケア児を受け入れる場合は、専任の常勤看護師等の休暇時においても、在園中に必要な支援を継続して提供できるよう、看護師資格を有する職員、または非常勤・派遣職員等のいずれかによる代替体制を確保すること。

また、現在、医療的ケア児が在籍していない場合であっても、入園希望があった際に速やかに受け入れができるよう、必要な体制を常時整えておくこと。
- (7) 園児の安心・継続した教育保育及び運営を行うため、朱雀こども園に勤務する非正規職員が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用及び雇用条件等について最大限配慮すること。また、原則として採用した職員は移管後も継続して当該園で勤務すること。
- (8) 募集時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者含む。以下「園長等予定者」とする。）については、移管時点で確実に着任

させるものとし、移管後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。また、園長等予定者を除く移管前の引継ぎに参加した保育教諭予定者及び看護師予定者（以下「保育教諭予定者等」とする）についても、移管後継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。やむを得ず、退職その他の理由により、園長等予定者又は移管前の引継ぎに参加した職員が移管後1年以内に継続して勤務できない事情が生じた場合は、速やかに変更案を提出し、本市と協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告するなど、保護者の理解を得ること。

(9) 奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的に開催すること。

(10) 令和8年12月に施行される「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））」に基づき、職員の採用および配置にあたっては、性犯罪歴の確認を含め、子どもを性暴力から守るための適切な措置を講じること。

6 保護者による任意団体に関すること

保護者による任意団体（以下「保護者会等」とする）の設置・運営の在り方について、現朱雀こども園保護者会の意思を可能な限り尊重すること。

7 その他の園運営・事業内容に関すること

(1) 苦情処理の仕組みについて

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

(2) 保育サービスについて

園児の登降園管理に関するICTシステムの導入、紙おむつのサブスク（手ぶら登園）や使用済み紙おむつの自園処理及びコットベッド（午睡用ベッド）の継続使用を行うこと。

(3) 再生資源のリサイクルの取り組みについて

本市が推進する、園内での給食残渣等の再資源化施策に取り組むこと。また、園内での使用済み紙おむつの再資源化等、ごみ減量に向けた取り組みに協力すること。

(4) 損害賠償保険への加入について

園児の安全確保に万全を期すとともに、不測の事態による損害を確実に補償するため、

損害賠償保険に加入すること。

8 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表等責任をもって対応できる者を出席させること。

(2) 引継ぎについて

教育・保育内容の引継ぎについては、法人選定後に本市との間で締結する別紙2「奈良市立朱雀こども園移管前の運営等に関する覚書（案）」のほか、本市が別途提示する引継計画に基づき実施すること。

ア 引継従事者

- ・ 園長予定者・副園長予定者・主幹保育教諭予定者（以下「園長等予定者」とする）のほか、令和10年度から当該園で勤務する保育教諭予定者及び看護師予定者（以下「保育教諭予定者等」とする）とする。
- ・ 引継ぎに必要な人員は、法人において確保すること。

イ 引継ぎ方法

- ・ 引継期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- ・ 園長等予定者は、月4回程度、施設運営全般や園行事への参加、地域との交流等について引継ぎを行うこと。
- ・ 保育教諭予定者は、行事への参加やクラス運営の観察を通じ、教育・保育内容の確実な承継に努めること。特に移管の3か月前からは朱雀こども園において「共同保育」を行い、本市の保育教諭との連携による保育補助および円滑な引継ぎを実施すること。
共同保育にあたっては、各学年の全てのクラスにおいて本市の保育教諭と法人の保育教諭予定者が共に保育を行う体制を原則とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、各学年1人以上の配置をもってこれに代えることができるものとする。
- ・ 看護師予定者は、定期健診等へ参加し、看護業務や医療的ケア児の支援業務等の引継ぎを行うよう努めること。医療的ケア児が移管後も引き続き在園する場合は、その支援方法等を引継ぐこと。

ウ 引継ぎ実施に係る経費

- ・ 引継ぎの実施に係る経費については、その一部を本市が定める範囲で補助する予定である。
- ・ 上記補助については、市議会において承認が必要なため、補助の内容もしくはその額

を変更する場合がある。

(3) 三者協議会について

ア 設置の目的

朱雀こども園の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮したうえで、移管後の運営に関する諸事項について、協議する。

イ 構成

三者協議会は、保護者代表（在園児の保護者を代表する者）、移管先法人（理事長等及び園長予定者）、本市で構成する。

ウ 協議事項

移管後の運営に関する諸事項について協議する。なお、三者協議会において合意した事項については、遵守しなければならない。

（主な協議事項）

行事を含む保育内容、食事の提供、本市が決定する保育料以外の保護者負担 等

エ 設置期間

移管先法人の選定後から移管までの間とする。ただし、設置期間終了後においても、三者のいずれか一者から議題の提示とともに要請があり、残る二者のうち一者以上が認めれば、三者協議会を開催できる。また、移管条件の履行状況や保育内容の継続性等、様々な事項について確認を行うことがある。

オ 開催場所

原則として朱雀こども園とする。

カ 主催

移管前は本市が、移管後は移管先法人が主催する。

(4) 法人が運営する施設等の見学

法人決定後、保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

9 その他、移管後の取組への協力等に関すること

移管後には次の取組みを行うこと。

- (1) 本市職員による訪問（巡回保育等）への協力
- (2) 三者協議会の開催
- (3) 保護者アンケートの実施への協力
- (4) 本市職員による元市職員へのヒアリング等への協力
- (5) 本市が行う移管後の検証への協力

10 応募資格

(1) 応募日時時点で次の要件のすべてを満たす法人。

ア 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条の規定に基づき設立された学校法人または社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定により設立された社会福祉法人であること。

イ 児童福祉法第 39 条第 1 項の規定に基づき設置された保育所又は認定こども園法第 2 条第 6 項の規定に基づき設置された認定こども園若しくは学校教育法第 1 条の規定に基づき設置された幼稚園を運営している法人であること。

(2) 本市の教育・保育行政を理解し、運営において積極的に協力できる法人であること。

(3) 法人及び法人職員が奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条に規定する暴力団等及び暴力団員等に該当しないこと。

※ このことについて、管轄する警察署へ照会を行う場合がある。

(4) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前各号の有資格者であっても、本募集に応募することはできない。また、法人及び法人職員は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできない。

ア 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）及びその 3 親等内の血族及び姻族。

イ 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている法人等に所属する者。

ウ 選定委員が大学に所属する場合において選定委員の研究室に所属する者

11 失格及び取消事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人を失格とし、法人選定の対象から除外する。

ア 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められた場合。

イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。

ウ 提出書類を提出した者が選定委員会による選定の前後に、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合。

エ 選考審査に関する不当な要求があった場合。

オ その他市が不正と認める行為があった場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、選定後であっても、その法人を失格とし、決定を取り消す。

ア 「10 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。

イ 選定後、市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合。

ウ 施設整備にあたり、建築基準法等の関係法令及び通知、本市の各要綱等に基づいた関係課との必要な協議が行われていないと確認された場合。

エ 引継ぎ・共同保育、三者協議会等、民間移管に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明及び対応を行っていない場合。

オ 令和 10 年 4 月 1 日までに「幼保連携型認定こども園」として認可を受けられなかった場合。

カ その他、民間移管を期間内に履行することが困難であると市が判断した場合。

キ やむを得ない事由により法人と協議の上、決定を取り消す場合。

1 2 応募方法

(1) 募集要項等の配布について

令和 8 年 10 月 9 日から、本市ホームページにて、募集要項や応募書類その他資料等を配布する。

(2) 動画による募集要項の説明及び視聴後アンケートについて

本募集要項の内容について、動画による説明を実施する。応募を検討する法人は、以下の手順により視聴及びアンケート回答を行うこと。

【視聴方法】

下記 URL よりアクセスし、説明動画を視聴すること。

<https://view.pip-maker.com/v/f5gcs>

(3) 現地見学・保育見学会の開催について

移管対象施設の現状及び保育内容の理解を深めるため、現地見学・保育見学会を以下のとおり実施する。応募を検討する法人は原則参加すること。

ア 実施日時及び場所

・令和 8 年 10 月 23 日 9 時 30 分～ 2 時間程度

・令和 8 年 11 月 10 日 9 時 30 分～ 2 時間程度

奈良市立朱雀こども園 （奈良市朱雀六丁目 9 番、10 番 2）

イ 申込方法

申込方法については、令和 8 年 10 月 19 日 午後 5 時までに、「現地見学・保育見学会参加申込書」を電子メールにて子ども政策課「kodomoseisaku@city.nara.lg.jp」へ送付すること。ただし、上記期限後に令和 8 年 11 月 10 日の参加を希望する場合は、令和 8 年 10 月 30 日までに上記と同様に電子メールにて子ども政策課へ送付すること。後日、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送付する。

ウ その他

・参加者は 1 法人 5 名以内とする。

・参加日は 1 法人につき、いずれか 1 日のみとする。

・現地見学の際、応募条件等に関する質問は一切受け付けない。募集内容に関する質問がある場合は、次項「(4) 応募に関する質問について」により行うこと。

(4) 応募に関する質問について

応募に関する質問は、令和 9 年 10 月 30 日 午後 5 時までに、「質問書」を子ども政策

課宛てに電子メールで送付すること。質問に対する回答は、令和9年11月9日までに本市ホームページに掲載する。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力をもつものとする。電話や来訪等口頭による質問は受け付けない。

(5) 応募書類に係る事前確認について

応募書類の形式上の不備、記載漏れ等を未然に防ぐため、希望する法人を対象に、応募書類の事前確認を実施する。

ア 実施期間

令和8年11月17日～11月19日 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時

イ 提出場所

奈良市子ども未来部 子ども政策課 中央棟3階
(奈良市二条大路南一丁目1番1号)

ウ 申込方法

令和8年11月12日午後5時までに、「応募書類に係る事項確認申込書」を電子メールにて子ども政策課へ送付すること。後日、日時等を記載した受付証を送付する。

エ 留意事項

- ・提出内容を説明できる者が持参し、対応すること。
- ・書類の照合及び確認が終了するまで1時間程度待機すること。

(6) 応募書類の提出について

ア 提出期間

令和8年11月27日～12月1日 午前9時～正午 午後1時～午後3時

イ 提出場所

奈良市子ども未来部 子ども政策課 中央棟3階
(奈良市二条大路南一丁目1番1号)

ウ 受付予約

令和8年11月20日午後5時までに、「受付予約票」を電子メールにて子ども政策課へ送付すること。

エ 留意事項

- ・応募書類は、提出内容を説明できる者が持参すること。ただし、「(5) 応募書類に係る事前確認について」を実施した場合は、持参者を問わない。
- ・「(5) 応募書類に係る事前確認について」を実施していない場合、書類の照合及び確認が終了するまで1時間程度待機すること。
- ・応募書類一式に不備や不足がある場合は、受付できない。

(7) 応募書類について

ア 応募書類は、「奈良市幼保連携型認定こども園移管先法人応募書類一覧表（兼チェックリスト）」のとおりとする。様式の指定があるものについては、本市ホームページより様式をダウンロードすること。

イ 提出部数は、正本1部、副本6部とする。資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じ

るとともに、資料番号をラベル等で標示すること。

ウ 応募書類等の電子データを、提出日翌日までにメールにて提出すること。

(8) 応募に係る注意事項

ア 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めない。また、提出書類等については、返却しない。

イ 本募集要項集及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁ずる。

ウ 本市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがある。

エ 提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属する。ただし、本市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容が無償で利用できるものとする。また、提出書類等については、返却しない。

オ 応募に必要な費用は、全て応募事業者の負担とする。

カ 応募を辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出すること。

1 3 募集に関する主なスケジュール

	内 容	日 程
①	法人募集開始	令和8年10月9日
②	動画による募集要項の説明及び視聴後アンケート	令和8年10月9日～
③	現地見学・保育見学会【事前申込】	令和8年10月23日 令和8年11月10日
④	応募に関する質問及び回答	・質問受付：令和8年10月30日 午後5時まで ・回答：令和8年11月9日
⑤	応募書類に係る事前確認【事前申込】	令和8年11月17日～19日
⑥	応募書類受付【事前予約】	令和8年11月27日～12月1日 ・9:00～12:00 13:00～15:00
⑦	第1次審査期間	令和8年12月～令和9年1月
	現地調査	
	第2次審査期間	
⑧	移管先法人の決定・公表	令和9年1月～2月
⑨	覚書の締結	令和9年3月

※ スケジュールについては募集要項公開時点のものであり、前後することがある。

※ 「⑥応募書類受付」の期間中に応募がない場合は、受付期間を延長することがある。

その際、必要に応じて「③現地見学・保育見学会」及び「⑤応募書類に係る事前確認」について実施することがある。

1 4 移管先法人の選定方法及び選定基準

本市が設置する「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の審査に基づき行う。選定方法及び選定基準は次のとおりとする。なお、状況により審査を追加することがあるが、審査は非公開とする。

（１） 選定方法について

ア 第一次審査（書類審査）

次項「（２）選定基準について」記載の「ア 第一次審査」に基づき、書類審査を行う。

※応募数が多数の場合は、第一次審査における上位者に対して現地調査および第二次審査を行う。

イ 現地調査

法人が現に運営している認定こども園等の現地調査を行う。

※募集状況を鑑み、オンラインにて実施することがある。

※現地調査の際には、当該施設の概要等に関する資料提出及び現地での説明案内を求める。

ウ 第二次審査（ヒアリング審査）

選定基準に基づき、提案内容についてヒアリング審査を行う。なお、以下の方の出席を求める。

（ア） 法人理事長（担当理事又は責任者）

（イ） 園長予定者

（ウ） 副園長予定者（副園長を配置する場合）

（エ） 主幹保育教諭予定者

（オ） その他（法人の財務・その他、提案内容について責任をもって説明できる方）等

エ 総合的な評価

（ア） 採点は、選定委員による個別採点方式により行う。

（イ） 第一次審査及び第二次審査の各選定委員の採点結果の合計点が高い法人より、第１位候補者、第２位候補者とする。

（ウ） 採点結果の合計点が１８０点未満の法人は選定しない。

（エ） 第１位の候補者に選定された移管先法人が、「募集要項」中、「１０ 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は「１１ 失格及び取消事項」に該当すると認められる行為をしたことが判明した場合、第２位の候補者に選定された法人を選定する。

(2) 選定基準について

ア 第一次審査（書類審査）

	大項目	配点		評価項目	様式	評価の視点
1	法人の状況	30	5	①法人の概要	3-1	法人規模等は適切か、移管予定施設に準じた施設の運営実績があるか。
				②法人の運営実績	3-2	
			5	③運営施設に対する評価等の状況	3-3	・ 任意評価を積極的に取り入れ、指摘事項の改善に努めているか。 ・ 監査等の指摘事項について適切に対応し、運営に反映しているか。
				5	④法人の基本理念、基本方針等	3-4
			5	⑤応募動機	3-5	移管予定施設が存する地域の特性等を踏まえたものか。
			10	⑥法人の経営状況	3-6	提案どおりの園運営を長期にわたって提供し続ける経済的な基盤・計画があるか。
2	全体計画	70	10	①基本理念	4-1	奈良市立こども園カリキュラムを踏まえた記載であるか。
			5	②開園日・開園時間と特別保育事業	4-2	・ 地域のニーズや保護者意見等を踏まえた提案であるか。
				③定員設定とその考え方	4-3	・ 本市が提示する諸条件を満たした設定がなされているか
			10	④職員確保と人材育成の考え方	4-4	職員確保体制や人材育成について、具体的な考え方はあるか。
			10	⑤保育教諭等の配置の考え方	4-5	認可基準を満たした上で、園児及び職員が安全かつ安心して過ごせる環境を確保できる考え方となっているか。
				⑥園長予定者等の履歴書	4-6	努力事項も含め、諸条件の規定を満たしたものであるか。
			5	⑦収支予算計画書	4-7	提案に基づく保育内容が適切に公定価格等に反映されており、法人の財務規模を踏まえて無理のない計画であるか。
			10	⑧保育料以外の保護者負担	4-8	・ 理念、志望動機、保育の考え方等と一貫性があり、徴収の必要性及び意図が明確か。 ・ 給食費は市立園の水準を考慮したもの、その他

						保護者負担費は市立園と同等の水準となっているか。
		20	⑨施設整備等	4-9		・教育・保育の提供と整合性が取れているか。 ・関係法令等を考慮した計画及び実施可能なスケジュールが策定されているか。 ・施設整備等の際、在園児の保育・教育環境における安全確保を最優先とし、かつ地域住民等の負担に十分配慮した整備計画となっているか
3	園 の 運 営	80	20	①教育・保育計画の概要	5-1	・奈良市立こども園カリキュラム等を踏まえたものとなっているか。 ・計画の実現にあたって移管後の園運営で配慮すべき考え方を有しているか。
			15	②支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応	5-2	支援を要する園児及び保護者対応が十分か。
			5	③食育及び給食提供の考え方	5-3	食育に関する考え方を適切に具体化しているか。
			5	④安全対策・危機管理体制	5-4	安全対策や危機管理体制について、具体的な検討がなされているか。
			10	⑤小学校・地域との連携等及び子育て支援	5-5	朱雀こども園の保育環境及び地域の特性を理解するように努め、小学校・地域との連携やこれまでの関わりを踏まえた考え方となっているか。
			5	⑥保護者に対する支援	5-6	保護者に対する支援が可能となるような体制や考え方の検討がなされているか。
			20	⑦市立施設からの移管に関する提案	5-7	アンケート結果等を踏まえて配慮する取組や提案がなされているか。
合計		180	—	—	—	—

イ 第二次審査（ヒアリング審査）

	項目	配点	評価の視点
1	法人の姿勢と財務状況について	20	・応募の動機、目的に説得力があるか ・新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか
2	公立園を引き継ぎ公私で連携することに対す	20	・公立園を引き継ぎ、適切に連携を続けていくことに高い使命感を持っているか

	る理解と意欲について		・民間移管に向け円滑な取り組みが期待できるか
3	教育・保育の質及び実施体制について	20	・保育目標や保育内容は共感できるものであるとともに市立の教育・保育内容を理解し、その理念を適切に受け継ぐとともに、今後それを発展させていくことが期待できるか ・人材確保、人材育成に対する明確なビジョンがあるか
4	保護者の意向に対する理解と支援について	20	・移管に対する保護者の意向を踏まえた提案であるか ・保護者に対する積極的な支援が約束されているか
5	小学校や地域等との連携について	20	・朱雀こども園の保育環境及び地域の特性を理解するように努め、小学校や地域との連携を継続・発展させる意欲があるか ・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援が約束されているか
6	施設整備等の計画について	20	・施設整備計画と教育保育の考え方に一貫性があるか ・関係法令等を考慮した計画及び実施可能なスケジュールが策定されているか。 ・在園児及び地域住民等の負担及び安全面について配慮された計画であるか。
合 計		120	—

1 5 覚書の締結

法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移管に向けた取り組みを円滑に進めることを目的として、本市と法人との間で覚書を締結し、その内容を遵守すること。詳細については、別紙2「奈良市立朱雀こども園移管前の運営等に関する覚書（案）」を参照すること。

1 6 移管に関する主なスケジュール

①	保護者説明会(本市・法人共同)	令和9年4月
②	三者協議会の設置	令和9年4月
③	引継計画の作成	令和9年3～4月
④	引継ぎ開始	令和9年4月～
⑤	共同保育開始	令和10年1月～
⑥	協定の締結	令和10年3月
⑦	運営開始	令和10年4月
⑧	施設集約	令和10年4月以降

1 7 市議会における承認

民間移管に際して、移管のために必要な条例改正・予算執行等について、市議会における議決が必要となるため、市議会の承認が得られない場合は、移管に係る事務を停止する場合

がある。

18 その他

本市施策や国の施策に変更が生じた際は、事業計画の内容の変更を求める場合がある。今後、国の施策を注視するとともに、本市が取り組む施策については、本市ホームページ等で確認すること。

【問合せ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 子ども未来部 子ども政策課

(中央棟3階)

Tel : 0742-34-4792 / Fax : 0742-34-4798

Mail : kodomoseisaku@city.nara.lg.jp